

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯浅町長

市町村名 (市町村コード)	湯浅町 (30361)
地域名 (地域内農業集落名)	栖原地区 (栖原1・栖原2集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月9日(第1回) 令和6年10月15日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、丘陵地を中心に樹園地が大多数を占めており、温州みかん、中晩柑類など多様な柑橘が栽培されている。

現況農用地は急傾斜地樹園地が大部分であり、畑地かんがい施設の整備は進んでいるが、道路網の整備、園内軌道の整備により農作業の省力化を図ることが課題となっている。また、鳥獣被害に関してイノシシの被害が多く、鳥獣被害対策が大きな課題である。

また、当地区は高齢化が進行している中、後継者の居ない農家もあり、遊休農地の増加が見込まれることが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

温州みかんの生産を中心に振興し、柑橘類の優良品種への転換、計画的な改植により産地再編成を行い、樹園地を中心にした農地利用を進める。

農用地は、急傾斜地樹園地が大部分であり、畑地かんがい施設の整備は進んでいるが、道路網の整備、園内軌道の整備により農作業の省力化を図り、鳥獣対策に関しては防護柵による農作物の防護を進め、イノシシを中心とした有害鳥獣捕獲を推進する。

また、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図り、農地中間管理事業及び特例事業を通じた農地の権利移動の促進を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	120.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	120.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進め、農用地の維持に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向と農業経営を縮小したい農家の農地利用意向を調整の上、農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
畑地かんがい施設の整備、道路網の整備、園内軌道の整備により農作業の省力化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
次世代の農業を担う人材を確保するため、離職就農者や新規参入者などが安心して就農し定着することが出来るよう、和歌山県や湯浅町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と連携し、農地の所有・利用に関する情報提供体制の充実を図るとともに、地域の受入れから定着までのサポートを実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう防止柵の設置と強化を図るとともに、目撃情報や被害情報を収集しながらイノシシの捕獲による個体数減少を目指す。
 ⑤地域特産物の温州みかんを中心に今後も主産地の維持発展のため、消費者のニーズにあった高品質・安定生産に努める。
 ⑦地域の農用地を維持していくため、農用地・ため池・農道・農業用水路の泥上げや草刈り、簡易補修など地域の共同活動において、保全・管理を実施していく。